

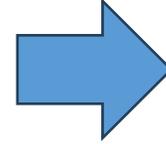
難病患者在宅レスパイト事業の申請方法等の変更について

現行

- ※利用したい日の10開庁日前までに、**利用の都度**申請が必要
- ※**申請前に**訪問看護ステーションとの利用日時
の調整が必要

変更案

- ※**年度に1回、利用申請が必要**
(都度の利用申請は不要)
- ※利用したい最初の日の10開庁日前までに申請
- ※**利用決定後**、申請者は訪問看護ステーションと
利用日時を調整し、看護人派遣を受ける。



申請の流れ (参考)

